

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主・顧客・取引先等をはじめとするステークホルダーのご要望・ご期待に応えるべく、企業価値の増大を、経営の基本方針としております。その為、コンプライアンス(法令遵守)のもと、リスク管理・内部統制に注力しつつ経営の効率化・透明化を図り、コーポレートガバナンスを強化してまいります。

コンプライアンスにつきましては、役員及び従業員がとるべき行動基準を決めた「日本製罐企業行動基準」に従い、法令や社内ルールの順守はもとより、社会倫理・道徳を尊び、社会の一員としての自覚を持ち、企業行動をとってまいります。

リスク管理・内部統制につきましては、有効な内部管理体制を随時整備・構築し、運用してまいります。

併せて、適時・的確な情報開示を行い、地道なIR活動を続けることにより、ステークホルダーへの説明責任を果たし、コーポレートガバナンスの強化を図って参ります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【補充原則 1-2】

当社は、現状の株主構成等を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームの導入は行っておりません。また、招集通知の英訳については、株主のうち海外投資家の比率が極めて低いことから、その必要性は少ないと判断しております。

#### 【原則 1-4 政策保有株式】

1. 事業の持続的発展のためには、様々な企業との協力関係が不可欠です。

企業価値を向上させるための中期的な視点に立ち、当社は、政策保有株式に対する投資コスト並びにリターン(配当、取引における利益)を元に、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、政策保有を目的として保有する株式については、すべての銘柄につき、保有の継続または売却等による縮減について議論しております。

その結果を踏まえ、売却による縮減を検討することになった銘柄については、保有先企業の了承を取り付けるべく交渉してまいります。

#### 2. 政策保有株式に係る議決権行使について

投資先の経営方針を尊重したうえで、投資先企業の持続的な成長と、当社および投資先企業の企業価値向上の観点から、中長期的な企業価値向上に向けた取組内容を検証の上、適切に評価、判断していきます。

#### 【補充原則2-4】

同じ企業文化で育ち、同じ考え方を持つ人材だけでは、イノベーションや新陳代謝を妨げ、会社の発展を阻害するという観点から、多様性を確保し、違う意見を表明する者、違う視点から物事を捉える者の確保が叫ばれておりますが、当社の中途入社比率は62.5%、中途入社者の管理職比率は55%と既に多様性を十分に確保した状況にあります。今後も当社が必要とするタレントを持った人材の中途での獲得を行う方針であります。尚、女性の管理職への登用については、計画的な採用と人材育成により実行していく考えであります。

#### 【補充原則 3-1】

英語での情報開示・提供については、株主のうち海外投資家の比率が極めて低いことから、その必要性は少ないと判断しております。

#### 【原則 4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役の員数は10名以下、監査役は4名以下としております。

取締役は、9名のうち独立社外取締役2名、社外取締役1名により構成され、監査役については3名全員が社外監査役であり、1名の社外監査役が女性、2名は独立社外監査役で構成されております。

取締役会の構成は、当社の事業に深い知見を備える取締役や、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる独立社外取締役を選任するなど、多様性に富んだメンバーとなっております。

監査役には、適切な経験・能力を有する人材を選任しており、特に財務・会計に関する豊富な知識を有する税理士、金融業務・コンプライアンス統括業務等の経験を有する独立社外監査役を選任しております。

今後、取締役会の実効性評価の結果や経営戦略の観点も鑑み、ジェンダーも含めた多様な取締役を選任できるよう努めてまいります。

#### 【補充原則4-11】

取締役候補者指名に関しては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視のため、適材適所の観点より、総合的に検討を実施しています。

また、取締役の選任に関しましては、当社の任意の諮問委員会であるコーポレート・ガバナンス委員会にて十分に協議され、その答申を受けて取締役会で取締役候補を選任するという手続きとなっております。

取締役会を構成するメンバーのスキルマトリックスは、招集通知に記載する予定で進め、今後、その内容を検討して参ります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則 1-7 関連当事者間の取引】

当社が、関連当事者取引を行う場合には、当社取締役会にてその内容及び性質に応じた適切な手続を実施し、その取引内容を有価証券報告書に開示しております。

加えて、当社役員に関しては、1年に1回、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行っております。

#### 【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は特定の企業年金基金に加入しておりませんが、従業員の資産形成のため企業型確定拠出年金制度、確定給付型年金制度を導入しております。確定拠出年金制度については、運用期間・運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育機会の提供のほか、入社時には説明を行い、運用の確認を行っております。

#### 【原則 3-1 情報開示の充実】

( ) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社はスチール缶専業メーカーとして、「顧客のニーズに機敏に即応しその満足度を最大限頂きつつ、顧客とともに発展すること、その結果として株主各位、仕入取引先、従業員にとって魅力のある企業となること」を、経営の基本方針としております。

( ) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

( ) 経営陣幹部・取締役の報酬決定に当たっての方針と手続

取締役の報酬については、株主総会の決議により取締役全員および監査役全員について報酬総額の報酬限度額を決定しております。

なお、取締役の報酬については、社外取締役が過半数を占めるコーポレート・ガバナンス委員会において、報酬額の妥当性およびその算定方法について諮問し、透明性・客観性を担保しております。

役員を除く経営陣幹部の給与及び賞与は、取締役会で定めた体系に基づき、業績・能力の評価を反映して支給しております。

( ) 経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

コーポレート・ガバナンス委員会は、代表取締役を含む取締役候補者の指名、選解任、代表取締役の後継計画及び役員を除く経営陣幹部の選任手続きについて、各役職に求められる役割を適切に遂行することが可能な知識・経験および能力、並びに会社や個人の業績などを勘案した総合的な評価を行い、取締役会に答申します。

当該答申を踏まえ、取締役会で決定しております。

尚、経営陣幹部に解任すべき事情が生じた場合には、取締役会で適宜審議を行うこととしております。

( ) 個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役の各候補者の指名についての説明及び経歴等について、株主総会参考書類に記載しております。

#### 【補充原則3-1】

当社グループを取り巻く外部環境は、鋼材価格の上昇、人件費の増加、エネルギーコストの上昇など、厳しい状況が今後も予想されます。

その中で、コスト削減・生産性向上のために 省エネ設備の導入推進 不良品発生防止・歩留まりアップ 生産の平準化 稼働率の向上 輸送の効率化 廃棄物の削減・有価物化・再利用化 等への取り組みを実施しております。

環境負荷低減等の取り組みにつきましては、当社ホームページで公表し、毎年更新を行っております。

特に、カーボンニュートラルの目標実現へ貢献するべく、省エネルギー化を推進してまいります。

人的資本への投資は、OJTを通じた実務に則した人材育成と、当社が必要とするタレントを持った人材の中途入社での獲得が中心であります。

人材育成はOJTでのトレーニングが中心となりますが、社員個人個人の育成計画を上司が考え進めていく所存であります。

また、日本製罐企業行動基準として7つの項目に取り組んでおり、コンプライアンスマニュアルは当社ホームページで公表し、従業員教育の一部としてコンプライアンス遵守に取り組んでおります。

知的財産につきましては製缶特許を何点が有しておりますが、引き続き、新製品の開発の努力をして参ります。

引き続き、顧客にご満足いただける製品を通じて社会の発展に寄与することを基本方針とし、高品質で安全・安心な包装容器を安定的かつ継続的に供給して参ります。

#### 【補充原則 4-1】

当社は、「取締役会規則」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めています。

また、それに基づき「職務権限・責任規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

#### 【補充原則4-2】

当社は自社で保有する技術的ノウハウ、バックグラウンドを有効活用できる金属缶製造というコア事業領域内での事業活動中心に行っており、他の事業領域への経営資源の配分は当面なく、コア事業への集中、またコア事業周辺領域への事業活動の拡大等、今後の企業の継続的な成長に資するよう検討してまいります。

#### 【原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役9名のうち3名の社外取締役を選任、うち独立社外取締役を2名とし、監査役3名全員は社外監査役となっております。

取締役会では、社外取締役及び社外監査役の知見を得ながら実効性のある審議を行っております。

また、各部門を管掌する取締役が出席することでより深みのある審議を可能としております。

#### 【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験や高い見識を重視しています。

上場証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者2名を独立社外取締役に選任しております。

#### 【補充原則 4-11】

取締役及び監査役(候補者を含む)の重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」や事業報告書等の開示書類に記載しております。

#### 【補充原則 4-11】

取締役会において、「リスク管理フォロー表」に基づき各種リスク対応について定期的な報告を行っており、取締役相互による適切にリスク管理及び業務執行の監視を実施しています。

取締役会の実効性に関する分析・評価については、取締役に対し、取締役会の構成・運営体制・議題・意思決定・実効性・社外役員に対する情報提供等、大項目に対し、アンケート方式により取締役会の実効性に関する分析・評価を実施、取締役自らが分析・評価を行い、取締役会で結果について報告を行い、課題を共有しております。

#### 【補充原則4-13】

内部監査室の監査の状況は取締役会において報告がなされております。

また、内部監査室と監査役会とのミーティングが定期的に行われており、取締役会及び監査役会の機能発揮に向けた取り組みを行っております。

【補充原則 4-14】

当社では、新任監査役及び新任取締役は、外部機関による講習に参加することとしております。

また、取締役・監査役につきましても適宜、外部機関による講習を受講しております。

取締役においては、より高いリーダーシップ力と経営戦略を培う能力を開発するため、また監査役においても、業務及び会計に関する監査スキルを習得するため、外部機関による研修や各種セミナーへの参加を積極的に進めております。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との対話を重視する観点から、株主総会終了後その場において株主との懇談会を開催することを取締役会で決議し、2015年6月の定時株主総会実施時より開催しております。

2020年6月と2021年6月に開催された株主総会は、新型コロナウイルスの影響により株主との対話の場を設けることが出来ませんでした。今後とも、株主とのより積極的な対話を心掛けてまいります。

【原則 5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、2023年度までの中期経営計画につきましては、2019年度までの計画を継続していくことといたしました。

中期経営計画では、経営環境の変化を的確に捉え、目標の達成に向けた経営方針を実践して参ります。

具体的な経営方針の内容につきましては、当社第116期有価証券報告書に記載しております。

【補充原則5-2】

当社は有価証券報告書にて経営方針を記載しております。事業ポートフォリオに関しては、自社で保有する技術的ノウハウ、バックグラウンドを有効活用できる金属缶製造というコア事業領域、およびコア事業周辺領域に集中していく方針であります。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	156,050	11.54
日本製鉄株式会社	105,000	7.76
日罐取引先持株会	63,600	4.70
長嶺 敬	46,600	3.45
大宮中央ビル商店街協同組合	46,200	3.42
前田 慶和	44,100	3.26
村山 信也	41,700	3.08
SMBC日興証券株式会社	41,100	3.04
株式会社みずほ銀行	36,650	2.71
馬場 敬太郎	35,500	2.62

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
御園 慎一郎	他の会社の出身者													
中野 康次	他の会社の出身者													
井上 美昭	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
御園 慎一郎		大阪大学招聘教授であります。	御園慎一郎氏は、総務省での豊富な経験や幅広い見識を活かし、その職務を適切に遂行していただけるものとして、同氏を当社社外取締役に選任しております。 また、同氏は、自治体の経営経験も有していることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 尚、当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利害関係が生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として選任しております。

中野 康次	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の執行役員鋼材第二本部長であります。	中野康次氏は、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の執行役員鋼材第二本部長であり、同社での豊富な経験や幅広い見識を当社の経営に反映していただき、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っていただけるものとして、同氏を当社社外取締役として選任しています。
井上 美昭	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の常勤顧問であります。	井上美昭氏は、預金保険機構での豊富な経験や幅広い見識を活かし、その職務を適切に遂行いただけるものとして、同氏を当社社外取締役に選任しております。 また、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 尚、同氏は、当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利害関係が生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	コーポレート・ガバナンス委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会								

補足説明

当社は、社外取締役が過半数を占めるコーポレート・ガバナンス委員会を設置しております。コーポレート・ガバナンス委員会は、代表取締役を含む取締役候補者の指名、選解任、代表取締役の後継計画及び役員を除く経営陣幹部の選任手続きについて、各役職に求められる役割を適切に遂行することが可能な知識・経験および能力、並びに会社や個人の業績などを勘案した総合的な評価を行い、取締役会に答申します。当該答申を踏まえ、取締役会で決定しております。尚、経営陣幹部に解任すべき事情が生じた場合には、取締役会で適宜審議を行うこととしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

会計監査人は定期的に会計監査を行っておりますが、その都度必要に応じて監査情報について監査役と会計監査人の意見交換が行われております。

監査役と内部監査部門との連携

内部監査室は社長直下の独立した組織であり、法令・社内規程の遵守、業務活動の有効性、内部統制の整備状況について確認を行っております。

また、内部監査室は当社及び子会社の業務監査及び財務報告に係る内部統制監査を実施し、取締役会への報告及び会計監査人への報告を行い、相互に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
土方 俊幸	他の会社の出身者													
関根 英俊	税理士													
川俣 絵理	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土方 俊幸		当社と取引のある株式会社みずほ銀行に勤務しておりましたが、当社との取引に係る部署に在籍したことはなく、また当社との間で特別な利害関係も有しておらず、一般株主との利益相反が生じる懸念が無いものと判断し、独立役員として指定しております。	富士銀行・みずほ銀行における業務経験を通じて、財務・会計・経営全般に関する豊富な経験・知見を有しており、また、大手クレジット会社の執行役員コンプライアンス統括部長等の経験からのコンプライアンスに関する識見、アナリスト資格等も有していることから、当社の経営の監視や適切な助言等をいただけるものとして選任し、独立役員にも指定しております。
関根 英俊		関根英俊税理士事務所の所長であります。	税理士であり財務及び会計に関する専門的見地を有し、経営管理に関しても高い見識を有しておられ、当社に対しても客観的な立場からの監査ができることから、同氏を社外監査役に選任しております。 また、同氏と当社との間で特別な利害関係を有しておらず、同氏は東京証券取引所の定める独立基準及び当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、同氏を独立役員として選任しております。
川俣 絵理		ケイ・アイプランニング株式会社の代表取締役であります。	ケイ・アイプランニング株式会社代表取締役として事業経営について豊富な経験や幅広い見識有しておられることから、それら経験を当社の監査に活かしていただけるものと判断し、同氏を社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

#### 該当項目に関する補足説明

2013年6月27日開催の第108期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、取締役の報酬等の額の範囲内(年額90百万円以内)で、年116個を上限として、いわゆる株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を取締役(社外取締役を除く)に付与することが承認されました。

その後、2018年6月28日開催の第113期定時株主総会において、取締役の報酬額について年額150百万円以内に改めるとともに、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権は、上限数を200個に改めさせていただくことが、可決承認されました。

当該ストック・オプションにつきましては、会社法の改正に伴い、2021年6月の第116期定時株主総会にてストック・オプションの決議が改めてなされております。

当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況は、招集通知に記載しております。

尚、2016年3月25日の取締役会において募集新株予約権(有償ストックオプション)を当社の取締役及び従業員に付与することが承認され、取締役2名に対して33個、従業員14名に対して50個付与され、全て行使がなされました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外監査役、従業員

#### 該当項目に関する補足説明

社内取締役に株主報酬型ストックオプションを付与することにより、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を一層強め、取締役が株価上昇による経済的利益のみならず株価下落による損失までも株主と共有することで、当社の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とします。

また、2016年に行った有償ストックオプションには、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件として設定されており、その目標が達成され、全て行使がなされたことは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであったと認識しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

2020年度の役員報酬の総額は取締役分55,020千円、監査役分21,600千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、社外取締役が過半数を占めるコーポレート・ガバナンス委員会において、報酬額の妥当性およびその算定方法について諮問し、透明性・客観性を担保しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては常勤取締役、社外監査役に対しては常勤監査役を通じて必要な情報を提供しております。また、必要な情報は、いつでも要請に応じて閲覧できる状況にあります。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 現状の体制の概要

#### 1. 業務執行

当社の業務執行は、全ての重要な事項について取締役会の決定を以って行います。

2. 指名については取締役会で承認し、報酬決定については客観的かつ透明性の高い報酬制度とするため、社外取締役が過半数を占めるコーポレート・ガバナンス委員会において報酬方針及び報酬水準について審議し、その答申を踏まえ、予め株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定することとしております。

2021年2月1日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針を決議しております。

取締役の報酬は、業績連動報酬は設けず、固定報酬である基本報酬及び新株予約権の付与である非金銭報酬により構成(割合は定めず)しております。

ただし、社外取締役についてはその職務に鑑み、新株予約権の付与はいたしていません。

個々の取締役に対する具体的な報酬額については、取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長が、コーポレート・ガバナンス委員会の答申を踏まえて決定いたします。

代表取締役社長が決定する理由につきましては、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責に対応した決定を行うには、最も適しているとの判断によるものであります。

#### 3. 会計監査人について



当社の会計監査人はきさらぎ監査法人であります。

4. 監査役の機能強化に関する取組状況

会社法施行規則第100条3項の趣旨に従い、監査役並びに監査役会の独立性の確保と機能強化を目指しております。

5. 独立役員の確保の状況

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、独立役員として2015年6月に社外監査役関根英俊氏を選任し、2016年6月に社外取締役御園慎一郎氏を独立役員に選任し、2018年6月に社外取締役井上美昭氏、2020年6月に土方俊幸氏を独立役員に選任しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、重要な経営判断については、原則として全取締役及び全監査役が出席する取締役会で審議決定しております。

取締役会は、社内の事情に精通した常勤取締役6名及び、非常勤取締役3名、常勤監査役1名、非常勤監査役2名により構成しております。

社外役員の業務執行者から独立した立場での監督機能に対する社会的な期待が高まる中、社外取締役を設置し、業務執行者から独立的な立場での監督強化を図りました。

また、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保する為に、監査役・内部監査室・会計監査人との連携強化を図っております。

こうした取り組みにより、経営の監督機能の強化、透明性の向上を目指しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月29日に開催されました第116期定時株主総会の招集通知につきましては、6月7日に発送を行っております。 また、東京証券取引所には6月4日に掲載を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	2020年6月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を導入しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、業績修正等の東証開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	東証情報取扱責任者 取締役経理部長 田中 修二	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境ISOの一環として環境報告書を作成しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は、内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり取締役会において決定しております。  
(コンプライアンス体制)
  - (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
社内における法令遵守体制をより明確化し、コンプライアンス尊重の意識を組織の隅々にまで浸透させる。  
そのために、
    - コンプライアンスポリシー(企業行動基準)の制定
    - コンプライアンス担当役員の選定
    - コンプライアンス担当部署の決定
    - コンプライアンス・マニュアル(社内ルール)の作成
    - コンプライアンス研修の実施
    - 内部監査の実施、等を行う。
  - (業務の適正を確保するための体制)
    - (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役は、文書管理規程を策定し、規程に定めた文書については、関連資料を含め、所定の期間これを保管するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。
    - (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
全社管理リスクの特定と管理体制の整備を行う。  
社内各部室は、それぞれ所管するリスクの軽減管理を行う。  
各部長・室長は、四半期ごとに定例取締役会において、所管するリスクの管理の状況を取締役に報告する。
    - (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにするものとする。  
なお、会社の重要な事項については取締役会により慎重な意思決定を行う。
    - (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
上記1.コンプライアンス体制に包含する。
    - (6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
子会社における業務の適正を確保するため、当社において構築する内部統制システムを子会社にも適用する。  
子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合は、当社監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。
    - (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役を補助すべき使用人が必要と認められるときで、常設的な人材配置が困難な場合は人員と期間を限って配置する。
    - (8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
前項の使用人の選定については監査役会の事前の同意を得るものとし、また当該期間の人事管理については監査役会に委ねる。
    - (9) 当社の監査役第7項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
第7項の使用人に対する指揮命令は監査役に帰属し、当該使用人が必要な調査や情報収集に協力する体制を確保する。
    - (10) 当社の取締役及びその他使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人等が当社の監査役に報告するための体制  
取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、  
役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。  
その実効性を担保するため、「内部通報制度」を制定する。  
各部長・室長は、定期的に担当する部室のリスク管理体制について報告するものとするが、  
第3項(リスク管理体制)による取締役会(監査役の出席する取締役会)への報告を以って替えることができる。
    - (11) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
報告者が不利な取扱いを受けることのないよう、社内規程が適正に運用されていることを確認する。
    - (12) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
通常の監査費用は、毎期の監査計画等の中で予算化し、緊急の監査費用は、  
個別に監査役会の承認を得て前払や償還の請求がされたものについては、当社が負担する。
    - (13) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。  
監査役が代表取締役に対する独立性を保持しつつ監査を実施できる体制とするとともに、代表取締役と監査役は定期的、又は必要に応じ意見交換を図るものとする。  
監査役が内部監査部門、会計監査人、子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。
    - (14) 財務報告の適正性を確保するための体制  
金融商品取引法その他関係法令及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に則して、財務諸表等が適正に作成される内部統制システムを整備・運用し、信頼性のある財務諸表を外部に開示する。

2. 基本方針に基づく内部統制システムの整備状況は以下のとおりであります。

(1) 体制および環境

経営企画部が中心となり、主にリスク管理体制を構築、諸規程を整備し、更に「財務報告の適正性を確保する体制」については、システム構築から有効性評価を行うレベルまで体制を整えております。

(2) コンプライアンス体制

基本方針(1)に掲げる施策の実施とともに、内部通報制度の創設や内部者取引管理(インサイダー)の整備を行い、また企業行動基準(コンプライアンスポリシー)のホームページ上の開示を行っております。

(3) リスク管理体制

リスク管理規程を制定。その骨子は、管理すべき全社リスクを毎期初に確定、各所管取締役が統制活動を行った結果としてのリスク軽減の状況を四半期毎に取締役会で報告、経営トップがこれをトレースする体制としております。

(4) その他事項につきましては、基本方針に掲げている事項を方針どおり着実に実施しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

企業行動基準において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、会社として一切係わりを持たず、不法・不当な要求には一切応じません」と掲げております。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制整備の状況は以下のとおりであります。

(1) 対応総括部署および不当要求防止責任者の設置状況

人事・総務部を総括部署とし、反社会的勢力から不当要求があった場合は人事・総務部長を責任者として毅然とした対応を行うこととしております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

当社は、埼玉特殊暴力防止対策協議会に加盟し、管轄の埼玉県警察本部や顧問弁護士と連携を取っております。個別の案件については埼玉特殊暴力防止対策協議会事務局に協議し対応を決定しております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

反社会的勢力に関する情報は、埼玉特殊暴力防止対策協議会から提供される資料や、当地域の特殊暴力防止対策協議会部会での情報交換により収集しております。情報毎に対応を決定し、また情報流出防止の管理を厳正に行っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要

当社は、東京証券取引所が定める各種規程・規則に基づき適時適切に開示を行うこととしており、財務情報は経理部が、非財務情報は経営企画部が管理しております。

重要な事実が生じた場合には、発生源から速やかに情報取扱責任者に報告がなされ、開示が必要かどうかを判断し、開示が必要と認められた場合には代表取締役社長からの適時開示に関する決定を取得後、開示することとしております。

また、取締役会にて重要な事実を決定した場合には、速やかに資料を開示することとしております。

決算情報につきましては、経理部が作成した開示資料を取締役に付議し、承認後、開示することとしております。

# コーポレート・ガバナンス体制図

